

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5017	5017001	G49	z17002	環境省	浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知、浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策)	浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知、浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策)	c	法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法の改善命令や罰則等の行政处分とも深く関係するものであり、指定検査機関制度は、第三者性及び公平性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはじまないものである。なお、指定検査機関の増加について、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推奨は必要とされていない。	要望者の再意見を踏まえ、再度検討されたい。(要望者意見見)	まず、法定検査の運用についてですが、福岡県では、5年に1回か指定検査機関は、現行に検査を実施しません、残り1年間は、検査をされる立場の保守点検業者が浄化槽の処理水を採水しています。また、10人槽以下の浄化槽の検査を行っていない県もあると承知しております。都道府県によって検査体制が違うのは、高度な中立性及び公平性及び信頼性が求められる法定検査としては、疑問です。国単位で検査するべきではないでしょうか?	福岡県環境システム協同組合	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにしている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法及び関連通知(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長)・環境省		
5018	5018001	G49	z17002	環境省	浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知、浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策)	浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知、浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策)	c	法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法の改善命令や罰則等の行政处分とも深く関係するものであり、指定検査機関制度は、第三者性及び公平性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはじまないものである。なお、指定検査機関の増加について、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推奨は必要とされていない。	要望者の再意見を踏まえ、再度検討されたい。(要望者意見見)	まず、法定検査の運用についてですが、福岡県では、5年に1回か指定検査機関は、現行に検査を実施しません、残り1年間は、検査をされる立場の保守点検業者が浄化槽の処理水を採水しています。また、10人槽以下の浄化槽の検査を行っていない県もあると承知しております。都道府県によって検査体制が違うのは、高度な中立性及び公平性及び信頼性が求められる法定検査としては、疑問です。国単位で検査するべきではないでしょうか?	特定非営利活動法人、福岡県浄化槽水質検査協会	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにしている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法及び関連通知(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長)・環境省		
5020	5020001	G49	z17002	環境省	浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知、浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策)	浄化槽法第57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条及び関連通知、浄化槽法の施行について(昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)、環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について(平成13年2月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策)	c	法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の維持管理等の問題点を明らかにするとともに、都道府県による浄化槽法の改善命令や罰則等の行政处分とも深く関係するものであり、指定検査機関制度は、第三者性及び公平性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みである。平成17年においては、こうした法定検査の公的な位置付けと仕組みを前提として、指定検査機関に検査の結果を都道府県に報告することを義務付けるとともに、都道府県の指導監督の強化を図る浄化槽法の改正が行われたところである。このように、法定検査については、高度な中立性及び公平性が求められること、また、検査業務をどのような地域でも継続・安定して行えることが求められることから、登録制度や民間法人の業務にはじまないものである。なお、指定検査機関の増加について、福岡県下においても、複数の指定が行われているところであり、現行制度下でも指定検査機関の増加は可能である。指定検査機関の検査員については、浄化槽の検査に関する専門的知識を有すること等が要件とされており、各都道府県の推奨は必要とされていない。	要望者の再意見を踏まえ、再度検討されたい。(要望者意見見)	まず、法定検査の運用についてですが、福岡県では、5年に1回か指定検査機関は、現行に検査を実施しません、残り1年間は、検査をされる立場の保守点検業者が浄化槽の処理水を採水しています。また、10人槽以下の浄化槽の検査を行っていない県もあると承知しております。都道府県によって検査体制が違うのは、高度な中立性及び公平性及び信頼性が求められる法定検査としては、疑問です。国単位で検査するべきではないでしょうか?	有限会社 田村環境開発工業	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条の定期検査に当たり、現行の公益法人だけにしている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。	浄化槽法及び関連通知(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長)・環境省		
5009	5009004		z17003	経済産業省、環境省	-	第三次環境基本計画では、自己宣言方式、審査登録(認証取得)方式に限らず、ISO14001の普及と促進を図ることとしている。	e	-	e(理由)	当該要望事項は、規制改革・民間開放要望に該当しないと考えたため。	要望者からの次の意見に対し回答願いたい。回答は、「当該要望事項は、規制改革・民間開放要望に該当しないと考えたため」とあります。国民の割からする「そう簡単ではありますか。」とあります。ISO14001認証取得に際して様々な助成金・補助金が行われ、また、国、自治体及びそれらの関係団体の競争入札参加枠の客観的評定項目に「J10の認定を受けた審査登録機関」の実行する登録書を添付する場合に評定点を1点を計算するなどの基準を設けています。例えば滋賀県守山市の広報に「認証取得による特権」として「県発注工事の人札参加審査の審査を受けたところ、取扱事業者に該当します。」とあります。J10の認証取得が行われます。http://www2.city.moriyama.shiga.jp/koho/060801/indext0.html「J2.2.1 認証取得の特権」にあります。これらの結果、宣言によって環境保全活動に取り組む事業者が増加したが、認証取得を「環境を最優先にする企業」という意味で「企業の多くがISO14001の認証を通過した簡単なソフトを無償で無限供給することで、そのデータードは「もったいない精神の醸成」です。そのためISO14001の適合性評価手続き(WTO/TBT)における公平性の確保が欠かせないのです。(6)の具体的意見、国、自治体及びその関連団体が	特定非営利活動法人、環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN	4	A	JISQ14001の適合性評価手続	JISQ14001の取組みを表明する方には自己宣言方式と審査登録・認証取得の方式があります。何れの方式であろうとISO14001環境保全活動に取組んでいるという事業者を重視することを環境基本計画などに明記することを要望します。国等の公的機関はISO14001の認証取得したという宣言書を公的機関の評定項目に「J10の認定を受けた審査登録機関」の実行する登録書を添付する場合に評定点を1点を計算するなどの基準を設けています。例えば滋賀県守山市の広報に「認証取得による特権」として「県発注工事の人札参加審査の審査を受けたところ、取扱事業者に該当します。」とあります。J10の認証取得が行われます。http://www2.city.moriyama.shiga.jp/koho/060801/indext0.html「J2.2.1 認証取得の特権」にあります。これらの結果、宣言によって環境保全活動に取り組む事業者が増加したが、認証取得を「環境を最優先にする企業」という意味で「企業の多くがISO14001の認証を通過した簡単なソフトを無償で無限供給することで、そのデータードは「もったいない精神の醸成」です。そのためISO14001の適合性評価手続き(WTO/TBT)における公平性の確保が欠かせないのです。(6)の具体的意見、国、自治体及びその関連団体が	当団体はJISQ14001規格による環境保全活動の取組みを自己宣言方式で普及・啓発する活動を行っています。何れの方式であろうとISO14001環境保全活動に取組んでいるという事業者を重視することを環境基本計画などに明記することを要望します。国等の公的機関はISO14001の認証取得したという宣言書を公的機関の評定項目に「J10の認定を受けた審査登録機関」の実行する登録書を添付する場合に評定点を1点を計算するなどの基準を設けています。例えば滋賀県守山市の広報に「認証取得による特権」として「県発注工事の人札参加審査の審査を受けたところ、取扱事業者に該当します。」とあります。J10の認証取得が行われます。http://www2.city.moriyama.shiga.jp/koho/060801/indext0.html「J2.2.1 認証取得の特権」にあります。これらの結果、宣言によって環境保全活動に取り組む事業者が増加したが、認証取得を「環境を最優先にする企業」という意味で「企業の多くがISO14001の認証を通過した簡単なソフトを無償で無限供給することで、そのデータードは「もったいない精神の醸成」です。そのためISO14001の適合性評価手続き(WTO/TBT)における公平性の確保が欠かせないのです。(6)の具体的意見、国、自治体及びその関連団体が	ISO14001の取組みを表明する方には自己宣言方式と審査登録・認証取得の方式があります。何れの方式であろうとISO14001環境保全活動に取組んでいるという事業者を重視することを環境基本計画などに明記することを要望します。国等の公的機関はISO14001の認証取得したという宣言書を公的機関の評定項目に「J10の認定を受けた審査登録機関」の実行する登録書を添付する場合に評定点を1点を計算するなどの基準を設けています。例えば滋賀県守山市の広報に「認証取得による特権」として「県発注工事の人札参加審査の審査を受けたところ、取扱事業者に該当します。」とあります。J10の認証取得が行われます。http://www2.city.moriyama.shiga.jp/koho/060801/indext0.html「J2.2.1 認証取得の特権」にあります。これらの結果、宣言によって環境保全活動に取り組む事業者が増加したが、認証取得を「環境を最優先にする企業」という意味で「企業の多くがISO14001の認証を通過した簡単なソフトを無償で無限供給することで、そのデータードは「もったいない精神の醸成」です。そのためISO14001の適合性評価手続き(WTO/TBT)における公平性の確保が欠かせないのです。(6)の具体的意見、国、自治体及びその関連団体が	ISO14001規格による環境保全活動の取組みを自己宣言方式で普及・啓発する活動を行っています。何れの方式であろうとISO14001環境保全活動に取組んでいるという事業者を重視することを環境基本計画などに明記することを要望します。国等の公的機関はISO14001の認証取得したという宣言書を公的機関の評定項目に「J10の認定を受けた審査登録機関」の実行する登録書を添付する場合に評定点を1点を計算するなどの基準を設けています。例えば滋賀県守山市の広報に「認証取得による特権」として「県発注工事の人札参加審査の審査を受けたところ、取扱事業者に該当します。」とあります。J10の認証取得が行われます。http://www2.city.moriyama.shiga.jp/koho/060801/indext0.html「J2.2.1 認証取得の特権」にあります。これらの結果、宣言によって環境保全活動に取り組む事業者が増加したが、認証取得を「環境を最優先にする企業」という意味で「企業の多くがISO14001の認証を通過した簡単なソフトを無償で無限供給することで、そのデータードは「もったいない精神の醸成」です。そのためISO14001の適合性評価手続き(WTO/TBT)における公平性の確保が欠かせないのです。(6)の具体的意見、国、自治体及びその関連団体が	ISO14001規格による環境保全活動の取組みを自己宣言方式で普及・啓発する活動を行っています。何れの方式であろうとISO14001環境保全活動に取組んでいるという事業者を重視することを環境基本計画などに明記することを要望します。国等の公的機関はISO14001の認証取得したという宣言書を公的機関の評定項目に「J10の認定を受けた審査登録機関」の実行する登録書を添付する場合に評定点を1点を計算するなどの基準を設けています。例えば滋賀県守山市の広報に「認証取得による特権」として「県発注工事の人札参加審査の審査を受けたところ、取扱事業者に該当します。」とあります。J10の認証取得が行われます。http://www2.city.moriyama.shiga.jp/koho/060801/indext0.html「J2.2.1 認証取得の特権」にあります。これらの結果、宣言によって環境保全活動に取り組む事業者が増加したが、認証取得を「環境を最優先にする企業」という意味で「企業の多くがISO14001の認証を通過した簡単なソフトを無償で無限供給することで、そのデータードは「もったいない精神の醸成」です。そのためISO14001の適合性評価手続き(WTO/TBT)における公平性の確保が欠かせないのです。(6)の具体的意見、国、自治体及びその関連団体が	ISO14001規格による環境保全活動の取組みを自己宣言方式で普及・啓発する活動を行っています。何れの方式であろうとISO14001環境保全活動に取組んでいるという事業者を重視することを環境基本計画などに明記	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)			
5057	5057108				z17016	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3	c		排ガスの量が増大する場合は、今まで排ガスが到達しない地点にまで達する可能性もあり、周辺環境への影響を再度考慮する必要があるため、変更の許可が必要と考えられる。一方、白煙対策のうち、排ガス量が変更せず、当該委員会によって周辺地域の生活環境に対する影響が減らされる変更にあっては、軽微な変更によって届出が可能となることがある。		対応可能となっているとあるので措置の分類を「d」とされたい	(社)日本経済団体連合会	108	A	産業廃棄物燃焼炉の白煙・紫煙対策の実施に伴う許可変更手続の緩和[新規]	産業廃棄物燃焼炉の白煙または紫煙対策のために行われる排ガスの空気希釈処理等の改善行為については、廃棄物処理施設の経営変更に該当するもの扱い、許可変更手続を不要として、届出のみとすべきである。			都市部に設置されている焼却炉について、景観上からも環境負荷が多い設備であると地域住民から認知されがちであり、白煙・紫煙対策を導入すれば、地域住民の不快感を軽減する効果がある。	産業廃棄物処理法第15条の1の5 廃棄物処理法施行規則第12条の8第1号、第4号、第5号、第12条の10の2	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	産業廃棄物処理施設の変更にあたっては、都道府県知事の許可を得なければならぬが、廃棄物処理法施行規則で定める軽微な変更の場合は届出のみとされている。	廃棄物焼却炉が生じるする白煙や紫煙に対する対策を実施するため、措置を空で希望する対策が一般的に行われていない。	この場合、結果的に、送り込んだ空気のだけ排ガス量が増加するため、施設許可の変更手続が必要となる。環境省令で定めた規制を遵守するため、付帯する規制が周辺環境に及ぼす影響についての調査、いわゆる「環境アセスメント調査」の結果を提出しなければならないため、調査に非常に多くの事務作業と時間を要している。
5057	5057110				z17017	環境省	騒音規制法・振動規制法(以下、「法」という。)は工場騒音・工場振動の規制を行うこととしており、規制対象となる工場・事業場であるか否かを著しい騒音・振動を発生する施設を設置しているかどうかで判断している。工場・事業場に設置する施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設として政令で定めている。なお、法においては、特定施設を含む工場・事業場から発生する騒音・振動全てが規制の対象となっている。	b		政令で定める特定施設の表は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、直近では平成16年12月に金属加工機械として切断機が追加したことから「騒音規制法」。		従来より要望されているもので実務的なニーズは高く、要望内容が実現するよう確実に措置すべきである。	(社)日本経済団体連合会	110	A	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリュー式圧縮機は対象外とすべきである。		騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960~70年代に比べて、圧縮機の騒音は格段に改善されている。特に、スクリュー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静音性が確保されている。	騒音規制法第6条、同法施行令第1条別表第一 振動規制法第6条、同法施行令第1条別表第一	騒音規制法において、指定地域内にかかる工場又は事業場を生じて、著しい騒音を発生する施設であつて、特定施設の設置しようとする者は、特定期間の工場の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。	騒音規制法において、指定地域内にかかる工場又は事業場を生じて、著しい騒音を発生する施設であつて、特定施設の設置しようとする者は、特定期間の工場の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。	騒音規制法において、指定地域内にかかる工場又は事業場を生じて、著しい騒音を発生する施設であつて、特定施設の設置しようとする者は、特定期間の工場の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。		
5057	5057111				z17018	環境省	水質汚漏防止法及び水質汚漏防止法の該規定は、事業者が審査終了前に工事を着手し、二重投資の措置が発生することを防ぐことを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期間拘束することは適当でないという考え方を立て定められており、実際の審査を要する事案も存在する。	d		水質汚漏防止法及び水質汚漏防止法の規定では、都道府県知事又は政令市長は、大気汚染防止法に基づく特定施設並びに水質汚漏防止法に基づく特定粉じん発生施設並びに水質汚漏防止法に基づく特定施設(以下、「特定粉じん発生施設」という。)に係る設置(以下、「特定施設」という。)に係る施設のうち、都道府県知事又は政令市長に届出が必要とされる。法令により、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行なうことができる。以下の状況で工事を実行するにしても、事業者は、届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行なうことができる。ただし、都道府県知事又は政令市長が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。		要望者が基本が30日で60日まで延長可とすべきに對して、御省は60日を基準に期間の短縮も可能としている。「あらゆる届出について期間短縮の可能性が持たれない」というのは一般的である。当該届出の審査を要する施設並びに水質汚漏防止法に基づく特定施設等(以下、「特定粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設」という。)に係る設置の変更をする場合、都道府県知事又は政令市長に届出が必要となる。法令により、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行なうことができる。以下の状況で工事を実行するにしても、事業者は、届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行なうことができる。ただし、都道府県知事又は政令市長が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。	(社)日本経済団体連合会	111	A	水質汚漏防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る緩和	(*)工事着工30日前までの計画の届出が規定されている労働安全衛生法、電気事業法、ガス事業法の届出内容と比べても、その審査・確認作業に2倍の日数を要するとは考へにい。	以上の状況を踏まえ、審査に60日間を要している案件の要件分析を行い、実務問題を把握するため、都道府県知事に定期的に意見交換会を開催する。技術進歩や時代の要請に合わせて、自治体における審査の実施限定期間は原則30日間とし、届出施設の内容が特に複雑であるなどに特に問題がある場合は、30日間を超えて実施限定期間を延長できるようすべきである。	水質汚漏防止法第9条 大気汚染防止法第10条、第18条の9	水質汚漏防止法に基づく特定施設等に係る届出の実施限定期間は原則30日間とし、届出施設の内容が特に複雑であるなどに特に問題がある場合は、30日間を超えて実施限定期間を延長できるようすべきである。	水質汚漏防止法に基づく特定施設等に係る届出の実施限定期間は原則30日間とし、届出施設の内容が特に複雑であるなどに特に問題がある場合は、30日間を超えて実施限定期間を延長できるようすべきである。	水質汚漏防止法に基づく特定施設等に係る届出の実施限定期間は原則30日間とし、届出施設の内容が特に複雑であるなどに特に問題がある場合は、30日間を超えて実施限定期間を延長できるようすべきである。			
5057	5057139				z17019	全県庁	環境省内部通達(平成14年7月1日)乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継されなければならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保証法施行令(昭和35年政令350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡す	c		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保保証制度を利用して場合の債権譲渡特約の部分解約を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討しているところであるが、各県庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、国の会計法規を遵循する財務省において実施すべきと考える。			(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権の譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール、譲渡先が金銭債権の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取り扱いを統一するを策定し、売掛契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱いべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となる。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	全国府、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多い。当該金銭債権の証券化等を行うことができない。	近畿一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認め、特定の譲渡先に付けては債権譲渡禁止特約の適用除外とする。しかしながら依然として省庁による対応の「ラクシ」事前承認手続きが不透明な等の問題が残されている。				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5066	5066004			z17024	全省庁	環境省内部通達(平成11年7月11日)乙は、本契約によつて生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させではない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡す	環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保保証制度を利用してする場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、國の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。	C		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保保証制度を利用してする場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、國の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考える。			社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体			
5083	5083004			z17025	全省庁	なし	原則公開(行政処分、不服審査、試験等に関する審議会等については、現状においても原則公開としているところであり、引き続き適切に対応する。)	d		環境省の審議会等については、現状においても原則公開としているところであり、引き続き適切に対応する。			特定非営利活動法人「子どもに無理環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進本部会や中央社会保険監視委員会など)は公開(傍聴可能)とされ、そのホームページで公表されている。しかし、例えば財務省の税制制度審議議会(税制審議会、税制調査会など)は、財務省のホームページの議題予定には掲載されているが、非公開になっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。	マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。	動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	全省庁		